

○登米市空き家改修事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第118号

改正 平成29年3月15日告示第43号

平成29年12月19日告示第274号

平成31年3月20日告示第45号

令和4年3月8日告示第36号

令和4年5月20日告示第122号

(趣旨)

第1条 この要綱は、登米市内に存する空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による本市の活性化を図るため、登米市空き家情報バンクに登録された空き家又は登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業により売買契約若しくは賃貸借契約を締結した空き家等の所有者及び入居者が行う当該空き家の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において登米市空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 登米市空き家情報バンク事業実施要綱（平成20年登米市告示第31号。以下この条において「実施要綱」という。）第3条第2項の規定により登録された空き家及び登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業実施要綱（令和4年登米市告示第16号。以下この条において「プラットフォーム実施要綱」という。）第6条第1項の規定により媒介契約を締結した空き家等をいう。

(2) 所有者 空き家に係る所有権又は当該空き家の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 入居者 次に掲げる者のうち、空き家に住所を移し、5年以上定住する意思を持つものをいう。

ア 実施要綱第6条第2項の規定により登録された空き家利用希望者のうち、所有者と空き家の賃貸借契約又は売買契約を締結した者

イ プラットフォーム実施要綱第6条第1項に規定する媒介契約に基づく媒介により当該媒介に係る空き家等の所有者と当該空き家等の賃貸借契約又は売買契約を締結した者

(補助対象の空き家)

第3条 補助の対象となる空き家は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 入居者がいる空き家
- (2) 補助金の交付を申請した日の属する年度内に改修等の完了が見込まれる空き家
- (3) 売買契約又は最初の賃貸借契約の締結日から起算して1年を経過していない空き家
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けていない空き家
(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、前条に規定する空き家の所有者及び入居者（以下「交付対象者」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者としなない。

- (1) 交付対象者若しくは同一の世帯に属する者が市税等の滞納者又は暴力団員である場合
- (2) 入居者が空き家の所有者の3親等内の親族である場合
(補助対象の経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、次に掲げる要件の全てを満たす10万円以上の改修等に要する経費とする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の生活するために必要な改修等に要する経費
- (2) 国、県等による補助事業の対象とならない改修等に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は補助の対象としなないものとする。

- (1) 車庫、物置、倉庫等の改修等に要する経費
- (2) 門、塀等の外構の改修等に要する経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項に規定する経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請については、規則第3条の規定によるものとし、同条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 改修等に要する経費に係る見積書の写し
- (2) 改修等予定箇所の位置及び改修等の内容の詳細が分かる書類
- (3) 改修等予定箇所の現況写真
- (4) 空き家の賃貸借契約書又は売買契約書の写し

- (5) 世帯全員（高校生以下の者を除く。）の市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）又は非課税証明書
（申請内容の変更）

第8条 前条に規定する申請の内容の変更については、規則第10条第1項の規定によるものとし、同項第1号に規定する軽微な変更とは、補助金交付決定額の20パーセント以上の減額を伴う変更以外のものをいう。
（実績報告）

第9条 空き家の改修が完了したときは、規則第13条第1項に規定する書類を市長に提出しなければならない。この場合において、同項に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 改修等に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 改修等の状況を確認できる写真
（補助金の返還等）

第10条 市長は、改修等をした空き家又は補助金の交付の決定を受けた者若しくは入居者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、期限を定め、補助金の交付を受けた者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年3月15日告示第43号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日告示第274号）

この告示は、平成29年12月19日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第45号）

この告示は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第36号）

この告示は、令和4年3月8日から施行する。

附 則（令和4年5月20日告示第122号）
この告示は、令和4年5月20日から施行する。